

島根県労働委員会講演会

職場での カスタマーハラスメント 対策講座

あなたは「職場でのハラスメント」と聞くとどんなものを思い浮かべますか？“パワハラ”、“セクハラ”、“アルハラ”など多くの言葉が出てくるのではないのでしょうか。なかでも近年、カスタマーハラスメント、いわゆる“カスハラ”が社会問題化しています。

2026年10月1日から、改正労働施策総合推進法により、事業主にカスハラ対策の実施が義務化されることになりました。

本講座では、職場でのカスタマーハラスメント対策について、労働問題の専門家がわかりやすく解説します！

開催
日時

2026年6月20日 土
14:00 ~ 15:10

会場

島根県立図書館
1階 集会室

講師

島根県労働委員会事務局
事務局長 稲場康志
(特定社会保険労務士)



いざというとき
お互いが助けあえる
職場での対策を！

— お問い合わせ先 / 参加申し込み先 —

電話・FAX・メールで受付中、裏面の申込書もご利用ください
当日の受付もおこないます

島根県（担当：労働委員会事務局）

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎1階）

TEL：(0852) 22-5450 FAX：(0852) 25-6950 Eメール：rodoi@pref.shimane.lg.jp

【送付先】

(FAX) 0852-25-6950 (島根県労働委員会事務局 行)

島根県労働委員会講演会

「職場でのカスタマーハラスメント対策講座」

参加申込書

令和8年6月20日(土) 14時00分～15時10分

会場：島根県立図書館1階 集会室

企業・団体名			
申込担当者		TEL	
参加者氏名	①		
	②		
	③		
	④		
	⑤		

ご記入いただきました個人情報は、当講演会の運営管理の目的にのみ利用させていただきます。